四　第一種特別地域に次の区域を追加する。
沖縄県国頭郡国頭村内国有林沖縄森林管理署六三林班の全部並びに三三林班、三五林班から三七林班まで、四四林班、四六林班及び五七林班の各一部
沖縄県国頭郡国頭村字安田及び字与那の各一部
五　第一種特別地域から次の区域を削除する。
沖縄県国頭郡大宜味村字大宜味の一部
六　第二種特別地域に次の区域を追加する。
沖縄県国頭郡国頭村内国有林沖縄森林管理署二八林班及び四一林班から四六林班までの各一部
沖縄県国頭郡国頭村字安田及び字安波の各一部
七　第三種特別地域に次の区域を追加する。
沖縄県国頭郡国頭村内国有林沖縄森林管理署四七林班の全部並びに二八林班及び四二林班から四四林班までの各一部
沖縄県国頭郡国頭村字安波の一部
八　次の単独施設を追加する。

種類	位置
園地	沖縄県国頭郡国頭村（普久川）

九　次の道路を削除する。
（一）　車道
沖縄県国頭郡国頭村（奥・国立公園境界）から同村（楚洲・国立公園境界）まで及び同村（安田・国立公園境界）から同村（安田・国立公園境界）まで
沖縄県国頭郡国頭村（与那・国立公園境界）から同村（奥与那・林道合流点）まで
（二）　歩道
沖縄県国頭郡国頭村（伊部岳登山口・歩道合流点）から同村（伊部岳）まで
沖縄県国頭郡国頭村（安田幸地原）から同村（伊部岳登山口・歩道合流点）まで
沖縄県国頭郡国頭村（与那覇岳登山口）から同村（与那覇岳）まで
沖縄県国頭郡東村（福地ダム）から同郡大宜味村（大国林道）まで
十　次の道路を追加する。
（一）　車道
沖縄県国頭郡国頭村（奥・国立公園境界）から同村（楚洲・国立公園境界）まで、同村（安田・国立公園境界）から同村（安波北・国立公園境界）まで及び同村（安波西・国立公園境界）から同村（安波南・国立公園境界）まで
沖縄県国頭郡国頭村（与那・国立公園境界）から同村（安田・車道合流点）まで
（二）　歩道
沖縄県国頭郡国頭村（安田西）から同村（フンガー湖西）まで及び同村（フンガー湖東）から同村（安田東）まで
沖縄県国頭郡国頭村（安田幸地原）、同村（安田漁港）及び同村（イシキナ崎）から同村（伊部岳ウラジロガシ巨木）及び同村（伊部岳）まで
沖縄県国頭郡国頭村（国頭村森林公園）から同村（与那覇岳）まで
沖縄県国頭郡東村（福地ダム）及び同郡大宜味村（大国林道）から同郡東村（イリンマタガー）、同村（カタナバー）及び同村（ナカンタマチヂ）まで
十一　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、やんばる国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。
変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
平成三十年六月二十九日

環境大臣　中川　雅治

一　追加する区域
沖縄県国頭郡国頭村内国有林沖縄森林管理署三一林班、三七林班から三九林班まで、四六林班、四七林班及び六三林班の全部並びに二八林班、三〇林班、三二林班から三六林班まで、四一林班から四五林班まで及び五七林班の各一部
沖縄県国頭郡国頭村字安田、字安波及び字与那の各一部
沖縄県国頭郡東村内国有林沖縄森林管理署三林班及び四林班の全部並びに五林班、七林班及び一九林班の各一部
沖縄県国頭郡東村字高江の一部
二　削除する区域
沖縄県国頭郡大宜味村字大宜味の一部
三　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、やんばる国立公園の特別保護地区の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。
変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
平成三十年六月二十九日

環境大臣　中川　雅治

一　追加する区域
沖縄県国頭郡国頭村内国有林沖縄森林管理署三一林班、三八林班及び三九林班の全部並びに二八林班、三〇林班、三二林班から三七林班まで、四一林班から四三林班まで及び四五林班の各一部
沖縄県国頭郡国頭村字安田の一部
沖縄県国頭郡東村内国有林沖縄森林管理署三林班及び四林班の全部並びに五林班、七林班及び一九林班の各一部
沖縄県国頭郡東村字高江の一部
二　区域を表示した図面（省略）

○防衛省告示第百四十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が平成三十年六月二十七日次のとおり決定された。
平成三十年六月二十九日

防衛大臣　小野寺五典

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三一五四	沼津海浜訓練場	沼津市	国有 公有 民有	土地：約二七、〇〇〇平方メートル 土地：約一、一〇〇平方メートル 水域：約一三、五八〇、〇〇〇平方メートル

陸上施設
陸上自衛隊が訓練場所として共同使用する。
使用期間：平成三十年七月六日から同月九日までの間

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	工作物：囲障 保安柵として追加提供する。

○東北地方整備局告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
その関係図面は、平成三十年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年六月二十九日

東北地方整備局長　津田　修一

一　道路の種類及び路線名
一般国道　十三号
二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成三十年七月六日

占用を制限する区域	図面縦覧場所
福島県福島市上町一番二から同市大町六十三番一まで	東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所